

つがる西北五広域連合臨時的任用職員管理規程

平成25年3月25日
訓 令 第 1 号
改 正 平成26年3月26日
訓 令 第 1 号
改 正 平成26年11月19日
訓 令 第 3 号
改 正 平成28年4月1日
訓 令 第 2 号
改 正 平成29年1月1日
訓 令 第 3 号
改 正 平成29年3月30日
訓 令 第 1 号

つがる西北五広域連合臨時的任用職員管理規程（平成11年つがる西北五広域連合規程第1号）の全部を改正する。

つがる西北五広域連合臨時的任用職員管理規程（平成24年つがる西北五広域連合訓令第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、つがる西北五広域連合職員定数条例（平成11年つがる西北五広域連合条例第4号）第2条に定める職員（以下「定数内職員」という。）以外の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条第1項の規定により期限付で任用する非常勤職員又は同法第22条第5項若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用する職員（以下「臨時職員」という。）の任用、給与その他身分の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（臨時職員の区分及び定義）

第2条 臨時職員は、非常勤職員、期限付臨時職員及び育児休業代替臨時職員に区分し、それぞれの意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）非常勤職員 地方公務員法第17条第1項の規定により、勤務時間が1週27時間の範囲内で任用される者
- （2）期限付臨時職員 地方公務員法第22条第5項の規定により、任用期間が6月以下の臨時の職に任用される者
- （3）育児休業代替臨時職員 育児休業法第6条第1項第2号の規定により、育児休業をしている職員の代替として当該育児休業の期間の範囲内で1年を超えない任用期間で臨時的に任用される者

（職名）

第3条 臨時職員の職名は、次のとおりとする。

- （1）非常勤職員 非常勤事務員、非常勤技術員、非常勤技能員、非常勤労務員
- （2）期限付臨時職員及び育児休業代替臨時職員（以下「期限付臨時職員等」という。）

臨時事務手、臨時技術手、臨時技能手、臨時労務手

（平成26訓令1・一部改正）

（任用）

第4条 臨時職員の任用は、任用通知書（様式第1号）を交付して行うものとする。

（任用期間の更新）

第5条 臨時職員の任用期間は、任用期間更新通知書（様式第2号）により更新することができる。この場合において、期限付臨時職員の更新期間は6月以内とする。

2 前項の期限付臨時職員の任用期間は、再度更新することができない。

（覚書）

第6条 非常勤職員及び期限付臨時職員は、任用された後速やかに自己の署名押印をした覚書（様式第3号）を任命権者に提出しなければならない。

（再任用の制限）

第7条 期限付臨時職員であった者を再び期限付臨時職員として任用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、期限付臨時職員であった者を再度期限付臨時職員として任用することができる。

（1）直前の任用期間が5月以内で、当該期間満了後1月以上経過した場合

（2）有資格者の確保が困難な場合

（3）前2号に掲げる場合を除くほか、任命権者が特に必要と認める場合

（給与）

第8条 臨時職員の給与は、予算の範囲内で別に定める。

（勤務時間）

第9条 期限付臨時職員等の勤務時間は、別に定めるものを除き、定数内職員の例による。ただし、勤務の特殊性によりこれにより難しい場合は、任用の都度定める。

2 非常勤職員の勤務時間は、1日につき6時間を超えない範囲内で、1週27時間を超えないよう任用の都度定める。

（年次休暇）

第10条 臨時職員（非常勤職員のうちその任用予定期間が15日未満の職に任用される者を除く。以下この条から第13条までにおいて同じ。）の有給の年次休暇は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）期限付臨時職員等 任用月数1箇月（任用の開始又は終了が、月の初日又は末日でない場合で、任用期間が15日以上の場合も1箇月とする。）につき1日

（2）1週間の勤務日が5日以上とされている非常勤職員及び週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が217日以上であるもの 前号に準ずる期間

（3）前号以外の非常勤職員 別表1に掲げる日数

（年次休暇の単位）

第11条 期限付臨時職員等の年次休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。

2 非常勤職員の年次休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、1時間を単位として与えられた年次休暇を日に換算する場合は、1週間の勤務時間を1週間の勤務日数で除した時間（1分未満の端数があるときはこれを切り捨てた時間）をもって1日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、年次休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

（特別休暇）

第12条 第10条に定めるもののほか、臨時職員の休暇については、別表2に掲げるところによる。

2 前条の規定は、子の看護休暇について準用する。この場合において前条第1項中「1日、半日又は1時間」とあるのは「1日又は1時間」と読み替えるものとする。

（介護休暇）

第13条 介護休暇をする臨時職員の適用については、定数内職員の例による。

2 前項の規定にかかわらず、臨時職員のうち、対象となる非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

3 要介護者の介護をする臨時職員が、当該介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合、介護休暇の期間は、要介護者の各々が介護を必要とする1の継続する状態にある間において3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間において必要と認められる期間を介護休暇とする。

4 介護休暇は、無給の休暇とする。

(介護時間)

第13条の2 介護時間をする臨時職員の適用については、定数内職員の例による。

2 前項の規定にかかわらず、臨時職員のうち、対象となる非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

3 要介護者の介護をする臨時職員が、当該介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合、介護時間の期間は、要介護者の各々が介護を必要とする1の継続する状態にある間において連続する3年の期間において必要と認められる期間を介護時間とする。

4 介護時間は、無給の休暇とする。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の届出、願出、承認及び整理)

第14条 病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の届出、願出、承認及び整理については、定数内職員の例による。

2 前項の規定にかかわらず、臨時職員は別表2(2)無給休暇に掲げる無給の特別休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめ無給休暇承認願(様式第4号)に記入して管理者に請求しなければならない。

(平成29訓令1・一部改正)

(服務)

第15条 臨時職員の服務については、別に定めがあるものを除くほか、定数内職員の例による。

(分限及び懲戒)

第16条 臨時職員の分限及び懲戒については、定数内職員の例による。ただしこの場合において、定数内職員との均衡を考慮し処分を行うものとする。

(退職)

第17条 臨時職員が任用期間の途中で退職する場合の承認は、退職承認通知書(様式第45号)を交付して行う。

(解任)

第18条 任命権者は、臨時職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解任することができる。

(1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務成績が良くない場合又は業務上必要な適格性を欠くと認められた場合(平成28年訓令第2号・一部改正)

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

(4) 職員としてふさわしくない非行があった場合

(解任の予告)

第19条 前条の規定により解任する場合は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の定めるところにより、その予告をしなければならない。

(安全及び衛生)

第20条 臨時職員の安全及び衛生については、定数内職員の例による。

(災害補償)

第21条 臨時職員の業務上の負傷、疾病若しくは死亡又は通勤途上の災害の補償については、労働者災害補償法（昭和22年法律第50条）又は青森県市町村等非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（平成19年青森県市町村総合事務組合条例第1号）の定めるところによる。

(委任)

第22条 この規程に定めるもののほか、臨時職員の任用等について必要な事項は任命権者が定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年訓令第1号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年訓令第3号）

この訓令は、平成26年11月25日から施行する。

附 則（平成28年訓令第2号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年訓令第1号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第10条関係）

1週間の勤務日数	1年間の勤務日数	任用期間						
		6月	1年6月	2年6月	3年6月	4年6月	5年6月	6年6月以上
4日	169日から 216日まで	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日から 168日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日から 120日まで	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日から 72日まで	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

別表2（第12条関係）

(1) 有給休暇（平成26訓令3・一部改正）

休暇の種類	説明及び期間
結婚休暇	定数内職員の例による。
育児休暇	

服忌休暇	
祭日休暇	
生理休暇	
病気休暇（インフルエンザ又は感染性胃腸炎に限る。）	
子の看護休暇	中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして広域連合長が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇 1の年度において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
夏季休暇	臨時職員の夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇 1の年度の7月から9月までの期間内における、週休日、時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する2日の範囲内の期間

（2）無給休暇（平成26訓令3・一部改正）

休暇の種類	説明及び期間
病気休暇（インフルエンザ又は感染性胃腸炎は除く。）	公務上の疾病又は負傷である場合に与えられる休暇 その療養に必要と認める期間
出産休暇	定数内職員の例による。

年 月 日

様

任命権者



任 用 通 知 書

あなたを下記により臨時的に任用することになりましたので通知します。

記

- 1 職 名
- 2 任用期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 3 賃 金 基本賃金 月額 円
日額 円
時給 円
計算期間
支給日
- 4 勤務場所
- 5 勤務時間 午前 時 分から午後 時 分まで
(ただし、曜日は午前 時 分から午後 時 分までとする。)
- 6 休憩時間
- 7 勤務日
- 8 休 暇 別に交付する書面に記載するとおり

(注)任用する期限付臨時職員の勤務時間が正規職員と同一の場合は、5の勤務時間、6の休憩時間及び7の勤務日は記載を要しない。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

任命権者



任用期間更新通知書

下記によりあなたの臨時的任用の期間を更新することになりましたので通知します。

記

更新任用期間	年	月	日から
	年	月	日まで

様式第3号（第6条関係）

覚 書

年 月 日

任命権者

施設名
職 氏 名

印

私は、 年 月 日から 年 月 日まで
として任用されましたが、任用期間が更新されない場合は、 年 月 日で、
また任用期間が更新された場合は更新任用期間の終了日に任用が終了しても異議
ありません。

様式第4号（第14条関係）

所 属 長 印	
------------------	--

年 月 日

つがる西北五広域連合病院事業管理者

施設名

所 属

職氏名

㊟

無給休暇承認願

つがる西北五広域連合臨時的任用職員管理規程(平成25年つがる西北五広域連合訓令第1号)第14条第2項の規定により下記のとおり、無給休暇の承認をお願いします。

記

1 休暇期間 年 月 日～ 年 月 日(日間)

2 理 由

3 休暇期間における所在地

4 添付書類

5 備考

様式第5号（第17条関係）

年 月 日

様

任命権者



退 職 承 認 通 知 書

年 月 日で退職することを承認します。